

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：コーセン建設株式会社
(法人番号3120001009686)
業者の住所：大阪府大阪市東住吉区東田辺 1 - 1 5 - 8
- 2 指名停止措置期間：令和4年10月18日から
令和4年12月26日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： コーセン建設株式会社は、大阪市内の民間発注工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反し、その請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせたことや、建設業法第24条の8第1項の規定に違反し、虚偽の施工体制台帳を作成したことなどにより、令和4年8月8日付けで大阪府知事から監督処分（営業停止17日間）を受けた。
さらに、大阪市内の2つの民間発注工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、専任要件を満たさない監理技術者を工事現場に配置したことにより、同日付けで同府知事から監督処分（指示処分）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内